

国の出先機関原則廃止PTでの合意事項

1. 議論を深めるための共有認識

国出先機関原則廃止の目的

単に現象面としての「廃止」を実現するのではなく、国と地方の新しい関係を構築してガバナンスの効いた行政体制を構築

議論の方向性

- 本PTにおいて国の出先機関事務を地道に洗い直して、国に残すべき事務は何か、単独の都道府県で受けきれない事務はどういう体制であれば受け入れられるか、その議論を深めていくことが必要
- 財源は当然保障されるという観点に立って事務移管の議論を進める。
(財源保障がないからと言って事務移管を躊躇するような議論はしない。)
- 地域主権戦略会議等国の動きに歩調を合わせながら作業を進める。

2. 事務仕分けに対する基本的な考え方

① 国に残すべき事務はその性質上、国が真に担うべき事務に極限

- ・ 事務の「広域性」、「専門性」、「全国統一性」等は国に残す理由としない。

② 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言

- ・ 中央省庁が挙げる移管拒否理由（広域性・専門性等）にしっかり反論する。
- ・ 広域連合等の活用も含め具体的な地方間連携策を提案する。

③ 地方の覚悟を示す具体的提言を実施

- ・ 出先機関廃止に向けて地方の意思を統一する。
- ・ 両論併記型、検討先送り型の提案は行わない。

3. 地方整備局(国道関係)

国に残すのは高規格幹線道路のみ、その他の国道は地方移管とする方向

※高規格幹線道路：高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路



- ① 特に地方分権改革推進委員会で勧告のあった基準①から④に該当する道路については速やかに地方移管を求める。
- ② 整備中の区間についても地方移管を原則とし、広域連携方策や大規模災害時の対応等についてはさらに論点を具体化する方向で検討を進める。